

第 100 回 東京都固定資産評価審議会 資料

令和 2 年 11 月 20 日

東京都総務局行政部

目 次

<報告事項>

令和3年度の固定資産評価替え（土地）について	1
------------------------	---

<審議事項>

令和3年度の宅地等の基準地価格等について	7
----------------------	---

（1）基準宅地に係る路線価等（案）	9
-------------------	---

（2）田、畑及び山林の基準地価格（案）	15
---------------------	----

<参 考>

1 令和2年東京都地価調査等の状況	18
-------------------	----

2 地方税法（抜粋）・東京都固定資産評価審議会条例	21
---------------------------	----

3 東京都固定資産評価審議会委員名簿	25
--------------------	----

< 報 告 事 項 >

令和3年度の固定資産評価替え（土地）について

1 「令和3年度固定資産の評価替えに関する留意事項について」の概要

(令和元年5月20日付総税評第2号)

(1) 基本的事項

ア 適正な評価の実施等

- (ア) 均衡のとれた適正な評価を行うこと。また、地目の変換等現況変更の把握漏れ等による課税誤りのないよう現況の把握について適正を期すること。
- (イ) 土地の評価に関する資料について、適切な整備保存に努めること。
- (ウ) 納税者に対して評価の仕組みや評価額の算出過程について分かりやすく説明するよう努めること。

イ 評価の均衡確保等

(ア) 基準地価格

指定市町村の基準地価格については総務大臣が、指定市町村以外の基準地価格については都道府県知事が、それぞれ調整を行うこととされているが、都道府県において当該調整を行う際には、市町村間の価格の均衡を図ること。

(イ) 法規制等により利用制限等のある土地の評価

土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等の指定による土地の利用制限等が土地の価格に影響を与える場合には、当該影響を適正に評価に反映させること。

(2) 宅地に関する事項

ア 標準宅地の適正な時価の評定

標準宅地の適正な時価の評定に当たっては、地価公示価格等の7割を目途とすること。

イ 価格調査基準日以降の評価額の下落修正措置

令和2年1月1日（価格調査基準日）以降の地価動向によっては、評価基準第1章第12節二と同様の措置を講じる予定であること。

2 「固定資産評価基準の一部を改正する告示」の概要

(令和2年11月6日付総務省告示)

<固定資産評価基準(土地)の一部改正について>

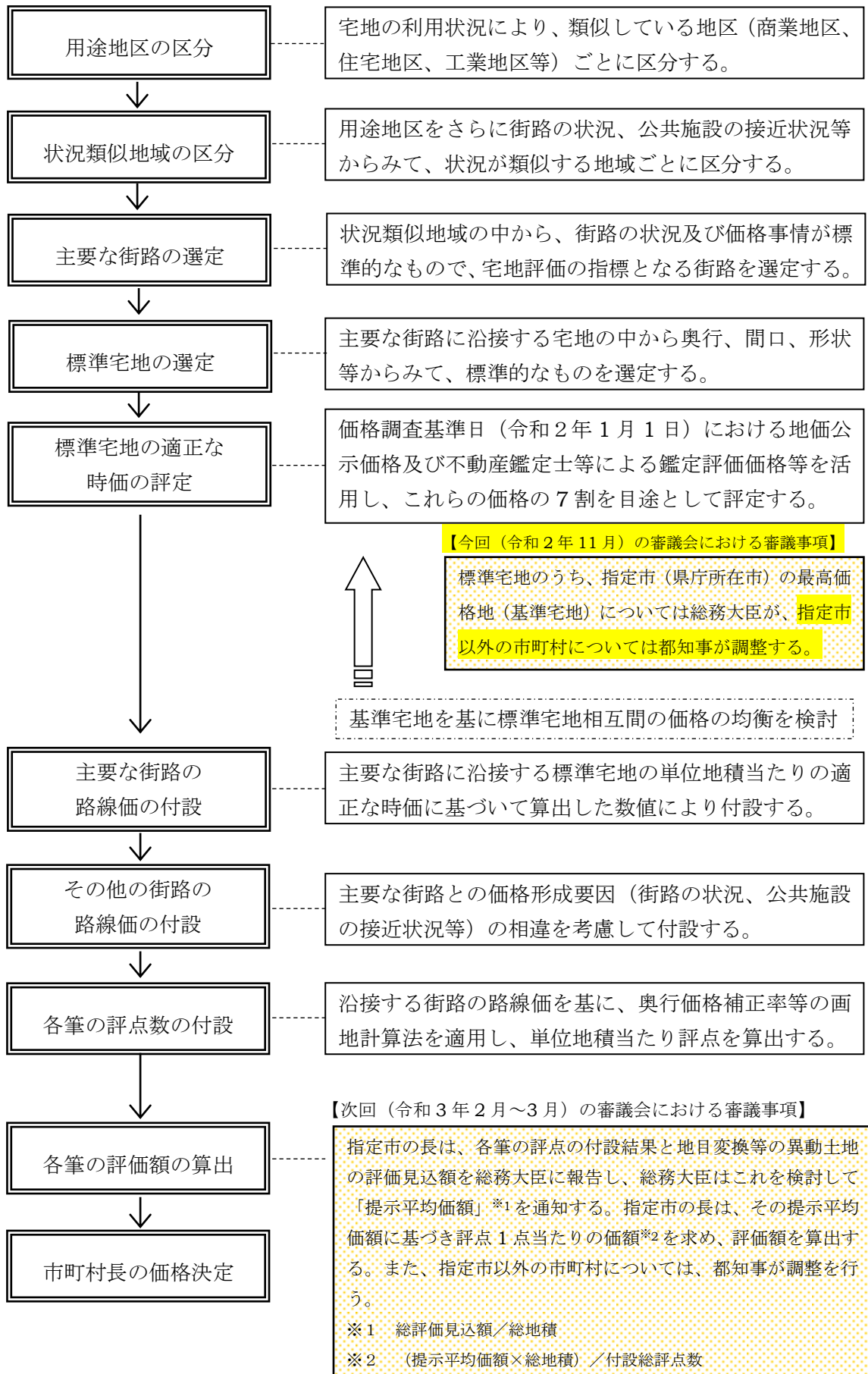
(1) 地価下落地域における土地の評価額の修正について

令和2年地価公示価格においても、地価が下落している地点が存在することから、地価下落をできる限り反映させるため、評価替えの価格調査基準日である基準年度の初日の属する年の前年の1月1日から同年7月1日までの半年間の地価の下落状況の評価額に反映することができるものとする。

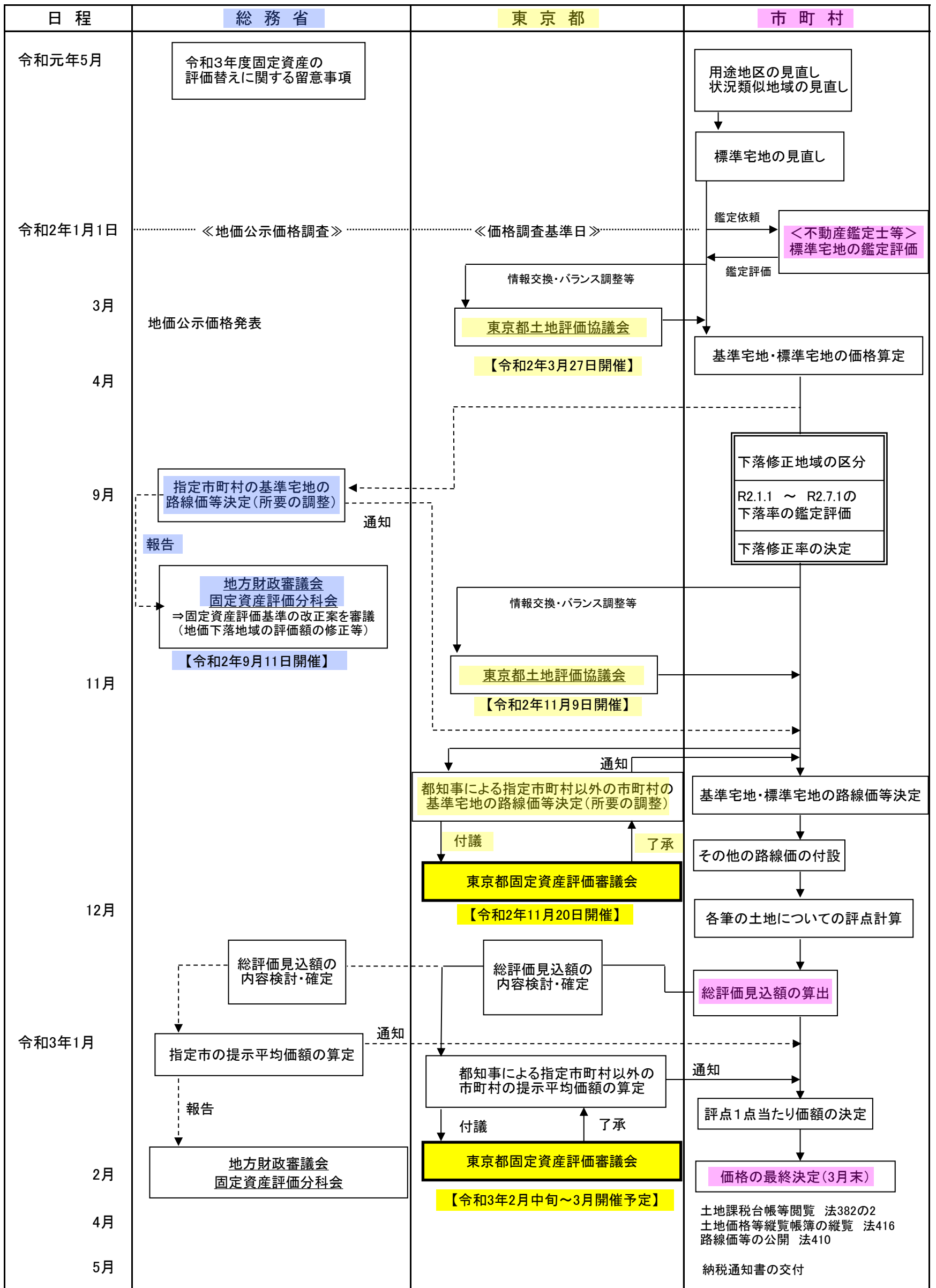
(2) 砂防指定地の評価方法について

砂防指定地内の山林の評価については、当該土地における行為規制の程度に応じ2分の1を限度とする補正率を適用することとしているが、令和2年度までの評価に限り、当該方法により難いと市町村長が判断した場合には、この限りでないとする例外措置を講じている。令和3年度評価替えにおいても減価補正を完全実施することが技術的に困難であるとする市町村が一定数存在することから、この例外措置を令和5年度まで延長する。

宅地評価（市街地宅地評価法）の流れ

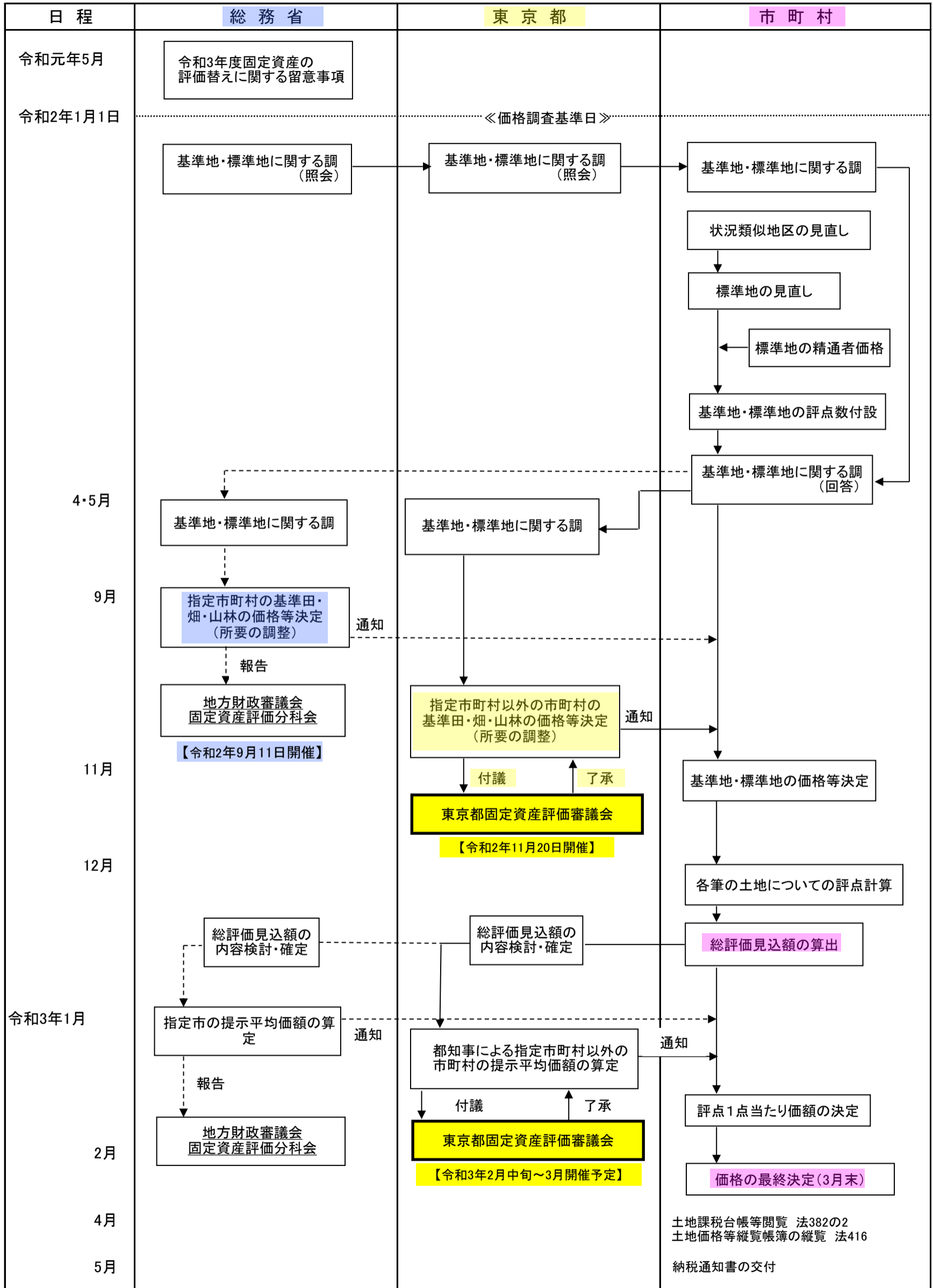


評価替えの手順と宅地評価の概要(市街地宅地評価法の場合)



※図中の点線(…)は、指定市(特別区)の流れである。

評価替えの手順と農地・山林評価の概要



※図中の点線(…)は、指定市町村(田:八王子市、畑:武蔵村山市、山林:奥多摩町)の流れである。

< 審 議 事 項 >

令和3年度の宅地等の基準地価格等について

固定資産税の基準地価格について

1 基準地価格の概要

- ・ 土地評価の均衡を確保するための指標となる各市町村内の代表的な1地点の価格
- ・ 固定資産税における土地の評価は市町村長が行うが、都道府県または市町村間の土地評価の均衡を図るために総務大臣または都道府県知事が調整

○ 対象となる地目

宅地・田・畑・山林の4地目

○ 基準地の要件

宅 地 ⇒ 最高の路線価を付設した街路に沿接する標準地

または、単位地積当たりの適正な時価が最高である標準地

田・畑・山林 ⇒ 地勢等の状況からみて上級の標準地のうち1の標準地を選定

2 基準地価格の調整方法

○ 指定市町村

総務大臣による所要の調整が行われ、地方財政審議会固定資産評価分科会において報告

【東京都の指定市町村】

宅地：特別区

田：八王子市

畑：武蔵村山市

山林：奥多摩町

○ 指定市町村以外の市町村

東京都知事による所要の調整が行われ、東京都固定資産評価審議会において審議

基準宅地に係る路線価等（案）

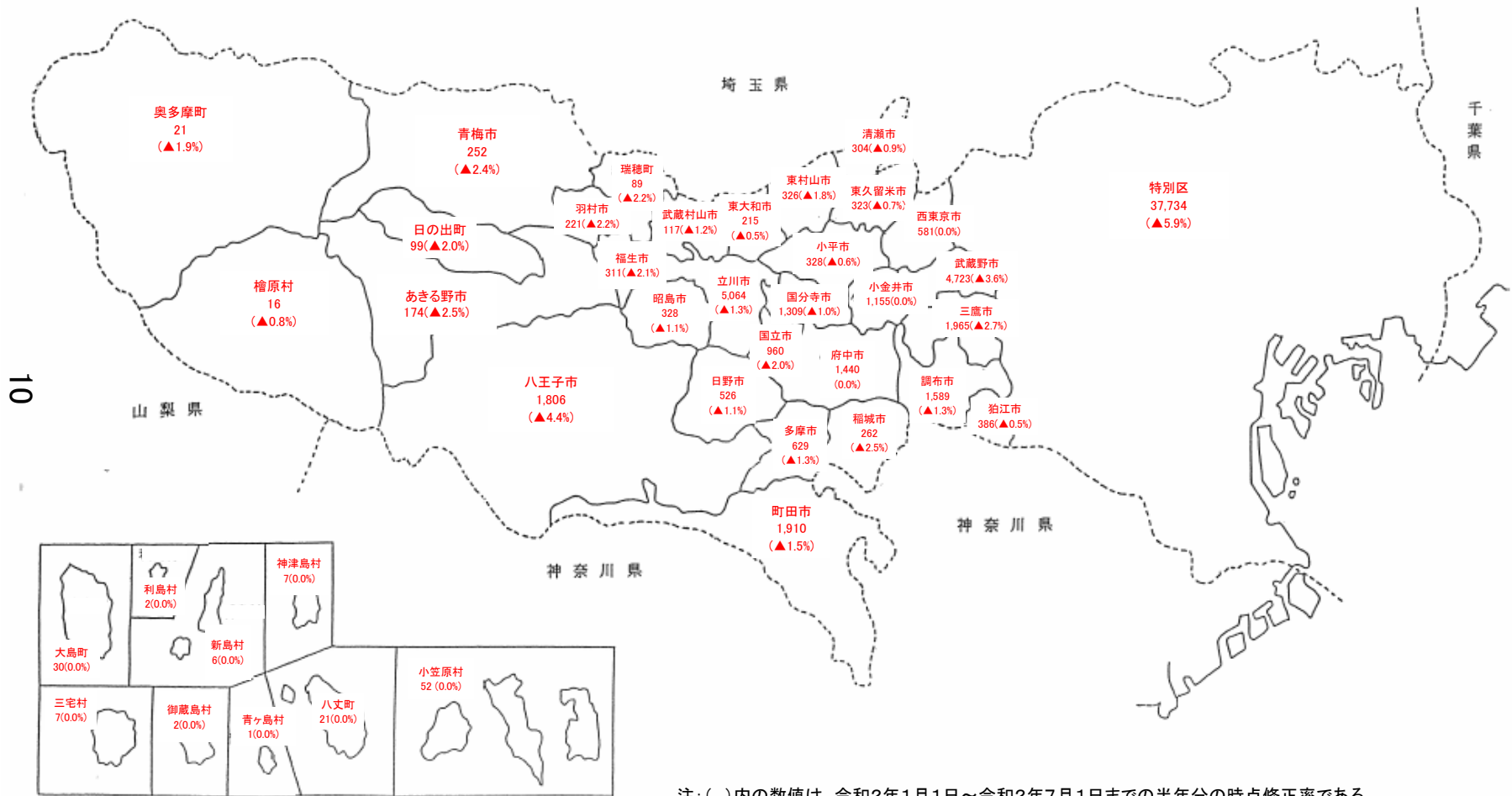
取扱注意

団体名	基準宅地の所在地	変更	路線価等						変動率		
			令和3年度			令和元年度	平成30年度		1.1基準	修正後	
			R2.1.1基準 (A) (円/㎡)	修正率 (C) / (A) -1 (B) (%)	R2.7.1修正 (A) × (B) (C) (円/㎡)	R1.7.1修正 (D) (円/㎡)	H29.1.1基準 (E) (円/㎡)	H29.7.1修正 (F) (円/㎡)	H29.1.1 → R2.1.1 (A) / (E) -1 (G) (%)	R1.7.1 → R2.7.1 (C) / (D) -1 (H) (%)	H29.7.1 → R2.7.1 (C) / (F) -1 (I) (%)
特別区	中央区銀座五丁目（中央通り）		40,100,000	▲ 5.9%	37,734,000	35,200,000	35,200,000	35,200,000	13.9%	7.2%	7.2%
八王子市	旭町（八王子駅北口駅前広場）		1,890,000	▲ 4.4%	1,806,840	1,750,000	1,750,000	1,750,000	8.0%	3.2%	3.2%
立川市	曙町二丁目（立川駅北口ロータリー）		5,131,000	▲ 1.3%	5,064,000	4,739,000	4,739,000	4,739,000	8.3%	6.9%	6.9%
武蔵野市	吉祥寺本町一丁目（サンロード）		4,900,000	▲ 3.6%	4,723,600	3,690,000	3,690,000	3,690,000	32.8%	28.0%	28.0%
三鷹市	下連雀三丁目（三鷹中央通り）		2,020,000	▲ 2.7%	1,965,460	1,670,000	1,670,000	1,670,000	21.0%	17.7%	17.7%
青梅市	河辺町十丁目（河辺駅前ロータリー）		259,000	▲ 2.4%	252,784	256,000	256,000	256,000	1.2%	▲ 1.3%	▲ 1.3%
府中市	宮町一丁目（府中駅ロータリー）		1,440,000	0.0%	1,440,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	19.0%	19.0%	19.0%
昭島市	昭和町二丁目（昭島駅南口ロータリー）		332,000	▲ 1.1%	328,348	308,000	308,000	308,000	7.8%	6.6%	6.6%
調布市	小島町一丁目（調布駅北口駅前ロータリー）		1,610,000	▲ 1.3%	1,589,070	1,160,000	1,160,000	1,160,000	38.8%	37.0%	37.0%
町田市	原町田六丁目（パーク・アベニュー通り）		1,940,000	▲ 1.5%	1,910,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	12.8%	11.0%	11.0%
小金井市	本町六丁目（武蔵小金井駅南口駅前広場）		1,155,000	0.0%	1,155,000	959,000	959,000	959,000	20.4%	20.4%	20.4%
小平市	花小金井一丁目（花小金井駅前通り）		330,000	▲ 0.6%	328,020	319,000	319,000	319,000	3.4%	2.8%	2.8%
日野市	多摩平一丁目（豊田駅北口ロータリー）		532,000	▲ 1.1%	526,000	479,000	479,000	479,000	11.1%	9.8%	9.8%
東村山市	栄町二丁目（久米川駅南口ロータリー）		332,000	▲ 1.8%	326,000	322,000	322,000	322,000	3.1%	1.2%	1.2%
国分寺市	本町三丁目（国分寺駅北口交通広場）		1,323,000	▲ 1.0%	1,309,770	1,120,000	1,120,000	1,120,000	18.1%	16.9%	16.9%
国立市	中一丁目（国立駅前ロータリー）		980,000	▲ 2.0%	960,400	903,000	903,000	903,000	8.5%	6.4%	6.4%
福生市	東町（福生駅東口ロータリー）		318,000	▲ 2.1%	311,322	305,000	305,000	305,000	4.3%	2.1%	2.1%
狛江市	元和泉一丁目（狛江駅北口駅前広場）		388,000	▲ 0.5%	386,060	381,000	381,000	381,000	1.8%	1.3%	1.3%
東大和市	南街五丁目（桜街道）		217,000	▲ 0.5%	215,915	211,000	211,000	211,000	2.8%	2.3%	2.3%
清瀬市	元町一丁目（市道0271号線駅前ロータリー）		307,000	▲ 0.9%	304,230	295,000	295,000	295,000	4.1%	3.1%	3.1%
東久留米市	本町一丁目（東久留米駅西口ロータリー）		326,200	▲ 0.7%	323,900	315,000	315,000	315,000	3.6%	2.8%	2.8%
武蔵村山市	学園三丁目（団地西通り）		119,000	▲ 1.2%	117,572	117,000	117,000	117,000	1.7%	0.5%	0.5%
多摩市	一ノ宮二丁目（聖蹟Uロード）		637,000	▲ 1.3%	629,000	607,000	607,000	607,000	4.9%	3.6%	3.6%
稲城市	若葉台二丁目（若葉台中央通り）		269,000	▲ 2.5%	262,275	241,000	241,000	241,000	11.6%	8.8%	8.8%
羽村市	五ノ神一丁目（羽村駅東口ロータリー）		226,000	▲ 2.2%	221,028	224,000	224,000	224,000	0.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%
あきる野市	秋川二丁目（秋川駅前ロータリー）		179,000	▲ 2.5%	174,525	178,000	178,000	178,000	0.6%	▲ 2.0%	▲ 2.0%
西東京市	田無町二丁目（田無駅北口ロータリー）		581,000	0.0%	581,000	479,000	479,000	479,000	21.3%	21.3%	21.3%
瑞穂町	大字箱根ヶ崎（箱根ヶ崎駅前ロータリー）	○	91,000	▲ 2.2%	89,000	82,000	82,000	82,000	11.0%	8.5%	8.5%
日の出町	大字平井字三吉野桜木（阿伎留病院前通り）		101,500	▲ 2.0%	99,470	101,500	101,500	101,500	0.0%	▲ 2.0%	▲ 2.0%
檜原村	字上元郷（都道33号線）		16,870	▲ 0.8%	16,735	16,944	17,220	17,082	▲ 2.0%	▲ 1.2%	▲ 2.0%
奥多摩町	氷川字大氷川（町道大氷川鍛冶屋線）		22,330	▲ 1.9%	21,905	22,504	23,240	23,054	▲ 3.9%	▲ 2.7%	▲ 5.0%
大島町	元町一丁目（都道207号線）		30,660	0.0%	30,660	31,430	31,430	31,430	▲ 2.4%	▲ 2.4%	▲ 2.4%
利島村	字郷（村道新地山線イ号）		2,450	0.0%	2,450	2,450	2,450	2,450	0.0%	0.0%	0.0%
新島村	本村五丁目（村道本村中央線）		6,790	0.0%	6,790	6,790	6,790	6,790	0.0%	0.0%	0.0%
神津島村	神津島村（都道224号線）		7,490	0.0%	7,490	7,490	7,490	7,490	0.0%	0.0%	0.0%
三宅村	神着（都道212号線）		7,980	0.0%	7,980	8,190	8,190	8,190	▲ 2.6%	▲ 2.6%	▲ 2.6%
御蔵島村	字尾平（都道223号線）		2,240	0.0%	2,240	2,240	2,240	2,240	0.0%	0.0%	0.0%
八丈町	三根（都道216号線）		21,770	0.0%	21,770	21,770	21,770	21,770	0.0%	0.0%	0.0%
青ヶ島村	杉ノ沢（都道236号線）		1,890	0.0%	1,890	1,890	1,890	1,890	0.0%	0.0%	0.0%
小笠原村	父島字東町（都道240号線）		52,500	0.0%	52,500	52,500	52,500	52,500	0.0%	0.0%	0.0%
市平均			—	▲ 1.5%	—	—	—	—	10.5%	8.8%	8.8%
町村平均			—	▲ 0.5%	—	—	—	—	0.0%	▲ 0.2%	▲ 0.4%
市町村平均			—	▲ 1.2%	—	—	—	—	7.0%	5.8%	5.7%
都平均（特別区を含む）			—	▲ 1.3%	—	—	—	—	7.1%	5.8%	5.8%

※ 各平均は、各市町村の単純平均

各市町村及び特別区の基準宅地に係る令和3年度固定資産税路線価等一覧(千円/㎡)

取扱注意



注:()内の数値は、令和2年1月1日～令和2年7月1日までの半年分の時点修正率である。

各市町村及び特別区の基準宅地の価格変動率の分布状況（地価下落修正後）

(H29. 7. 1~R2. 7. 1)

変動率	団体数	団体名
▲10%以上▲15%未満の団体	0	
▲5%以上▲10%未満の団体	1	奥多摩町
▲5%未満の団体	7	青梅市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村、大島町、三宅村
変動なしの団体	7	利島村、新島村、神津島村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
0%以上の団体	25	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市、瑞穂町

各市町村及び特別区の基準宅地の路線価等順位

取扱注意

H27固定路線価
(H26. 1. 1現在)

H30固定路線価
(H29. 1. 1現在)

地価下落修正後
(H29. 7. 1現在)

地価下落修正後
(R2. 7. 1現在)

順位	団体名	路線価(円/㎡)
1	特別区	20,600,000
2	立川市	3,976,000
3	武蔵野市	3,010,000
4	八王子市	1,575,000
5	町田市	1,540,000
6	三鷹市	1,470,000
7	府中市	994,000
8	調布市	980,000
9	小金井市	903,000
10	国分寺市	882,000
11	国立市	854,000
12	多摩市	595,000
13	西東京市	440,000
14	日野市	424,000
15	狛江市	376,000
16	東村山市	314,000
17	小平市	307,000
18	東久留米市	307,000
19	福生市	292,000
20	清瀬市	290,000
21	昭島市	281,000
22	青梅市	248,000
23	稲城市	221,000
24	羽村市	217,000
25	東大和市	207,000
26	あきる野市	177,000
27	武蔵村山市	114,000
28	日の出町	100,100
29	瑞穂町	79,000
30	奥多摩町	25,340
31	檜原村	18,270

順位	団体名	路線価(円/㎡)
1	特別区	35,200,000
2	立川市	4,739,000
3	武蔵野市	3,690,000
4	八王子市	1,750,000
5	町田市	1,720,000
6	三鷹市	1,670,000
7	府中市	※1,210,000
8	調布市	1,160,000
9	国分寺市	※1,120,000
10	小金井市	959,000
11	国立市	903,000
12	多摩市	607,000
13	西東京市	479,000
13	日野市	479,000
15	狛江市	381,000
16	東村山市	322,000
17	小平市	319,000
18	東久留米市	315,000
19	昭島市	308,000
20	福生市	305,000
21	清瀬市	※295,000
22	青梅市	256,000
23	稲城市	241,000
24	羽村市	224,000
25	東大和市	211,000
26	あきる野市	178,000
27	武蔵村山市	117,000
28	日の出町	101,500
29	瑞穂町	※82,000
30	奥多摩町	23,240
31	檜原村	17,220

順位	団体名	路線価(円/㎡)
1	特別区	35,200,000
2	立川市	4,739,000
3	武蔵野市	3,690,000
4	八王子市	1,750,000
5	町田市	1,720,000
6	三鷹市	1,670,000
7	府中市	1,210,000
8	調布市	1,160,000
9	国分寺市	1,120,000
10	小金井市	959,000
11	国立市	903,000
12	多摩市	607,000
13	西東京市	479,000
13	日野市	479,000
15	狛江市	381,000
16	東村山市	322,000
17	小平市	319,000
18	東久留米市	315,000
19	昭島市	308,000
20	福生市	305,000
21	清瀬市	295,000
22	青梅市	256,000
23	稲城市	241,000
24	羽村市	224,000
25	東大和市	211,000
26	あきる野市	178,000
27	武蔵村山市	117,000
28	日の出町	101,500
29	瑞穂町	82,000
30	奥多摩町	23,054
31	檜原村	17,082

順位	団体名	路線価(円/㎡)
1	特別区	37,734,000
2	立川市	5,064,000
3	武蔵野市	4,723,600
4	三鷹市	1,965,460
5	町田市	1,910,000
6	八王子市	1,806,840
7	調布市	1,589,070
8	府中市	1,440,000
9	国分寺市	1,309,770
10	小金井市	1,155,000
11	国立市	960,400
12	多摩市	629,000
13	西東京市	581,000
14	日野市	526,000
15	狛江市	386,060
16	昭島市	328,348
17	小平市	328,020
18	東村山市	326,000
19	東久留米市	323,900
20	福生市	311,322
21	清瀬市	304,230
22	稲城市	262,275
23	青梅市	252,784
24	羽村市	221,028
25	東大和市	215,915
26	あきる野市	174,525
27	武蔵村山市	117,572
28	日の出町	99,470
29	瑞穂町	※89,000
30	奥多摩町	21,905
31	檜原村	16,735

1	小笠原村	52,500
2	大島町	33,810
3	八丈町	21,910
4	三宅村	8,400
5	神津島村	7,490
6	新島村	6,930
7	利島村	2,450
8	御蔵島村	2,240
9	青ヶ島村	1,890

1	小笠原村	52,500
2	大島町	31,430
3	八丈町	21,770
4	三宅村	8,190
5	神津島村	7,490
6	新島村	6,790
7	利島村	2,450
8	御蔵島村	2,240
9	青ヶ島村	1,890

1	小笠原村	52,500
2	大島町	31,430
3	八丈町	21,770
4	三宅村	8,190
5	神津島村	7,490
6	新島村	6,790
7	利島村	2,450
8	御蔵島村	2,240
9	青ヶ島村	1,890

1	小笠原村	52,500
2	大島町	30,660
3	八丈町	21,770
4	三宅村	7,980
5	神津島村	7,490
6	新島村	6,790
7	利島村	2,450
8	御蔵島村	2,240
9	青ヶ島村	1,890

(注) 1 「路線価」欄の※は、基準宅地の変更を表す。

2 網掛け部分は、下落修正を適用したことを表す。

各市町村及び特別区の基準宅地の時点修正率等順位

取扱注意

固定路線価 変動率
(H26. 1. 1→H29. 1. 1)

順位	団体名	変動率(%)
1	奥多摩町	▲ 8.3
2	檜原村	▲ 5.7
3	あきる野市	0.6
4	狛江市	1.3
5	日の出町	1.4
6	清瀬市	※1.7
7	東大和市	1.9
8	多摩市	2.0
9	東村山市	2.5
10	東久留米市	2.6
10	武蔵村山市	2.6
12	青梅市	3.2
12	羽村市	3.2
14	小平市	3.9
15	福生市	4.5
16	国立市	5.7
17	小金井市	6.2
18	瑞穂町	※7.4
19	西東京市	8.9
20	稲城市	9.0
21	昭島市	9.6
22	八王子市	11.1
23	町田市	11.7
24	日野市	13.0
25	三鷹市	13.6
26	調布市	18.4
27	立川市	19.2
28	府中市	※21.7
29	武蔵野市	22.6
30	特別区	70.9
	国分寺市	※-

1	大島町	▲ 7.0
2	三宅村	▲ 2.5
3	新島村	▲ 2.0
4	八丈町	▲ 0.6
5	利島村	0.0
5	神津島村	0.0
5	御蔵島村	0.0
5	青ヶ島村	0.0
5	小笠原村	0.0

固定路線価 変動率
(H29. 1. 1→R2. 1. 1)

順位	団体名	変動率(%)
1	奥多摩町	▲ 3.9
2	檜原村	▲ 2.0
3	日の出町	0.0
4	あきる野市	0.6
5	羽村市	0.9
6	青梅市	1.2
7	武蔵村山市	1.7
8	狛江市	1.8
9	東大和市	2.8
10	東村山市	3.1
11	小平市	3.4
12	東久留米市	3.6
13	清瀬市	4.1
14	福生市	4.3
15	多摩市	4.9
16	昭島市	7.8
17	八王子市	8.0
18	立川市	8.3
19	国立市	8.5
20	瑞穂町	11.0
21	日野市	11.1
22	稲城市	11.6
23	町田市	12.8
24	特別区	13.9
25	国分寺市	18.1
26	府中市	19.0
27	小金井市	20.4
28	三鷹市	21.0
29	西東京市	21.3
30	武蔵野市	32.8
31	調布市	38.8

1	三宅村	▲ 2.6
2	大島町	▲ 2.4
3	利島村	0.0
3	新島村	0.0
3	神津島村	0.0
3	御蔵島村	0.0
3	八丈町	0.0
3	青ヶ島村	0.0
3	小笠原村	0.0

時点修正率
(R2. 1. 1→R2. 7. 1)

順位	団体名	変動率(%)
1	特別区	▲ 5.9
2	八王子市	▲ 4.4
3	武蔵野市	▲ 3.6
4	三鷹市	▲ 2.7
5	稲城市	▲ 2.5
5	あきる野市	▲ 2.5
7	青梅市	▲ 2.4
8	羽村市	▲ 2.2
8	瑞穂町	▲ 2.2
10	福生市	▲ 2.1
11	国立市	▲ 2.0
11	日の出町	▲ 2.0
13	奥多摩町	▲ 1.9
14	東村山市	▲ 1.8
15	町田市	▲ 1.5
16	立川市	▲ 1.3
16	調布市	▲ 1.3
16	多摩市	▲ 1.3
19	武蔵村山市	▲ 1.2
20	昭島市	▲ 1.1
20	日野市	▲ 1.1
22	国分寺市	▲ 1.0
23	清瀬市	▲ 0.9
24	檜原村	▲ 0.8
25	東久留米市	▲ 0.7
26	小平市	▲ 0.6
27	狛江市	▲ 0.5
27	東大和市	▲ 0.5
29	府中市	0.0
29	小金井市	0.0
29	西東京市	0.0

1	大島町	0.0
1	利島村	0.0
1	新島村	0.0
1	神津島村	0.0
1	三宅村	0.0
1	御蔵島村	0.0
1	八丈町	0.0
1	青ヶ島村	0.0
1	小笠原村	0.0

(注) 「変動率」欄の※は、基準宅地の変更を表す。

宅地の指定市における基準宅地に係る路線価

都道府県	所在地	用途地区	(単位:千円/㎡)			(参考)			
			R3 固定路線価 (R2.1.1現在) A	H30 固定路線価 (H29.1.1現在) B	固定路線価 変動率 (H29.1.1→R2.1.1) (A/B-1)	R3 鑑定評価額 (R2.1.1現在) C	評価割合 A/C		
1	北海道	札幌市中央区北5条西3丁目 (札幌停車場線)	高度商業Ⅱ	5,005	3,220	55.4%	7,150	70.0%	
2	青森県	青森市新町1丁目 (新町通り)	高度商業Ⅱ	139	139	0.1%	199	70.0%	
3	岩手県	盛岡市大通2丁目 (内丸大通三丁目線)	繁華街	218	206	5.8%	311	70.0%	
4	宮城県	仙台市青葉区中央1丁目 (青葉通り)	高度商業Ⅱ	2,780	1,970	41.1%	3,980	69.8%	
5	秋田県	秋田市中通2丁目 (中央通り)	高度商業Ⅱ	111	106	4.7%	159	69.8%	
6	山形県	山形市香澄町1丁目 (山形県道16号山形停車場線)	高度商業Ⅱ	150	146	2.7%	215	69.8%	
○	7	福島県	福島市栄町 (福島駅前通り)	高度商業Ⅱ	171	144	18.8%	245	69.8%
○	8	茨城県	水戸市宮町1丁目 (水戸駅北口ロータリー)	高度商業Ⅱ	179	184	▲3.0%	255	70.0%
○	9	栃木県	宇都宮市宮みらい (市道5496号線)	高度商業Ⅱ	255	244	4.5%	365	69.9%
10	群馬県	前橋市本町2丁目 (国道50号線)	高度商業Ⅱ	116	113	2.3%	166	69.9%	
11	埼玉県	さいたま市大宮区桜木町2丁目 (大宮駅前広場通り)	高度商業Ⅱ	3,720	2,610	42.5%	5,320	69.9%	
12	千葉県	千葉市中央区富士見2丁目 (JR千葉駅東口広場)	高度商業Ⅱ	1,365	1,030	32.5%	1,950	70.0%	
13	東京都	中央区銀座5丁目 (中央通り)	高度商業Ⅱ	40,100	35,200	13.9%	57,400	69.9%	
○	14	神奈川県	横浜市西区南幸1丁目 (横浜駅西口駅前広場)	高度商業Ⅰ	13,600	7,910	71.9%	19,500	69.7%
15	新潟県	新潟市東大通1丁目 (東大通り)	高度商業Ⅱ	391	380	2.8%	558	70.0%	
16	富山県	富山市桜町1丁目 (富山駅東西線)	高度商業Ⅱ	427	413	3.4%	610	70.0%	
17	石川県	金沢市堀川新町 (金沢駅東広場)	高度商業Ⅱ	840	672	25.0%	1,200	70.0%	
18	福井県	福井市中央1丁目 (駅前広場)	高度商業Ⅱ	280	245	14.3%	400	70.0%	
○	19	山梨県	甲府市丸の内1丁目 (駅前ターミナル)	高度商業Ⅱ	240	225	6.9%	343	70.0%
○	20	長野県	長野市南千歳1丁目 (市道長野西214号線)	高度商業Ⅱ	240	230	4.6%	343	70.0%
21	岐阜県	岐阜市吉野町5丁目 (主要地方道岐阜停車場線)	高度商業Ⅱ	405	385	5.3%	579	70.0%	
22	静岡県	静岡市葵区呉服町2丁目 (呉服町通り)	高度商業Ⅱ	1,057	1,022	3.4%	1,510	70.0%	
23	愛知県	名古屋市中村区名駅3丁目 (主要地方道名古屋津島線 県道68号線)	高度商業Ⅰ	11,700	8,820	32.7%	16,800	69.6%	
24	三重県	津市羽所町 (主要地方道津停車場線)	高度商業Ⅱ	164	158	3.5%	234	70.0%	
25	滋賀県	大津市春日町 (県道大津停車場本宮線)	高度商業Ⅱ	241	227	6.2%	344	70.0%	
26	京都府	京都市下京区御旅町 (四条通り)	高度商業Ⅱ	5,890	3,460	70.2%	8,420	70.0%	
27	大阪府	大阪市北区角田町 (御堂筋)	高度商業Ⅰ	21,210	12,110	75.1%	30,300	70.0%	
○	28	兵庫県	神戸市中央区三宮町1丁目 (三宮センター街)	高度商業Ⅱ	5,040	2,800	80.0%	7,200	70.0%
29	奈良県	奈良市東向中町 (国道369号線)	普通商業	696	493	41.2%	995	69.9%	
30	和歌山県	和歌山市友田町5丁目 (県道和歌山停車場線)	高度商業Ⅱ	300	298	0.8%	429	69.9%	
31	鳥取県	鳥取市栄町 (県道鳥取停車場線)	高度商業Ⅱ	94	96	▲2.2%	134	70.0%	
32	島根県	松江市朝日町 (主要地方道松江停車場線)	高度商業Ⅱ	118	116	2.0%	169	70.0%	
33	岡山県	岡山市北区本町 (市道南方柳町線通り)	高度商業Ⅱ	1,290	1,030	25.2%	1,850	69.7%	
34	広島県	広島市中区胡町 (相生通り)	高度商業Ⅰ	2,877	2,240	28.4%	4,110	70.0%	
35	山口県	山口市小郡黄金町 (県道山口阿知須宇部線)	普通商業	125	125	0.0%	179	69.8%	
36	徳島県	徳島市一番町3丁目 (駅前広場)	高度商業Ⅱ	268	260	3.0%	383	70.0%	
37	香川県	高松市丸亀町 (高松丸亀町商店街)	繁華街	306	270	13.3%	437	70.0%	
38	愛媛県	松山市大街道2丁目 (大街道)	繁華街	575	538	6.8%	821	70.0%	
39	高知県	高知市帯屋町1丁目 (帯屋町商店街)	繁華街	188	179	5.5%	269	70.0%	
40	福岡県	福岡市中央区天神2丁目 (渡辺通り)	高度商業Ⅰ	7,700	5,516	39.6%	11,000	70.0%	
41	佐賀県	佐賀市駅前中央1丁目 (県道29号線)	高度商業Ⅱ	163	138	18.3%	233	70.0%	
42	長崎県	長崎市浜町 (浜町 浜市アーケード街)	高度商業Ⅱ	661	639	3.4%	944	70.0%	
43	熊本県	熊本市中央区手取本町 (下通りアーケード街)	繁華街	1,855	1,078	72.1%	2,650	70.0%	
44	大分県	大分市末広町1丁目 (大分駅北口駅前広場)	高度商業Ⅱ	455	364	25.0%	650	70.0%	
45	宮崎県	宮崎市橋通西3丁目 (橋通り)	高度商業Ⅱ	202	201	0.3%	288	70.0%	
46	鹿児島県	鹿児島市東千石町 (天文館電車通り)	高度商業Ⅱ	805	707	13.9%	1,150	70.0%	
47	沖縄県	那覇市久茂地3丁目 (国際通り)	高度商業Ⅱ	1,239	568	118.2%	1,770	70.0%	
単 純 平 均						22.2%		69.9%	

(注)1 ○は基準宅地の変更があったことを示す。基準宅地の変更があった指定市のH30固定路線価は、変更前の基準宅地のもの。

(注)2 固定路線価変動率は、H30基準年度からR3基準年度の価格調査基準日までの基準宅地に係る路線価変動率を表している。

(注)3 R3鑑定評価額は、不動産鑑定士等による鑑定評価価格又は地価公示価格(鑑定評価上の補正を含まない標準価格)。

(注)4 固定路線価変動率及び評価割合は、表示単位未満の数値を含めて計算している。

田、畑及び山林の基準地価格（案）

	田			畑			山林		
	令和3年度 基準地価格	平成30年度 基準地価格	変動割合 令3/平30	令和3年度 基準地価格	平成30年度 基準地価格	変動割合 令3/平30	令和3年度 基準地価格	平成30年度 基準地価格	変動割合 令3/平30
	(円/10a)		(倍)	(円/10a)		(倍)	(円/10a)		(倍)
八王子市	144,000	144,000	1.00	93,600	93,600	1.00	45,500	45,500	1.00
立川市	—	113,800	—	109,000	109,000	1.00	58,300	58,300	1.00
武蔵野市	—	—	—	144,500	144,500	1.00	—	—	—
三鷹市	★110,000	110,000	1.00	144,500	144,500	1.00	—	—	—
青梅市	104,000	104,000	1.00	99,000	99,000	1.00	38,700	38,700	1.00
府中市	126,200	126,200	1.00	108,000	108,000	1.00	—	—	—
昭島市	114,100	114,100	1.00	101,000	101,000	1.00	60,400	60,400	1.00
調布市	129,200	129,200	1.00	140,600	140,600	1.00	—	—	—
町田市	128,700	128,700	1.00	88,000	88,000	1.00	63,700	63,700	1.00
小金井市	—	—	—	117,000	117,000	1.00	—	—	—
小平市	—	—	—	125,000	125,000	1.00	—	—	—
日野市	106,000	106,000	1.00	70,500	70,500	1.00	37,500	37,500	1.00
東村山市	94,900	94,900	1.00	110,000	110,000	1.00	—	—	—
国分寺市	—	—	—	110,000	110,000	1.00	—	—	—
国立市	137,300	137,300	1.00	107,000	107,000	1.00	59,000	59,000	1.00
福生市	110,000	110,000	1.00	100,000	100,000	1.00	23,959	23,959	1.00
狛江市	—	—	—	★134,000	134,000	1.00	—	—	—
東大和市	—	—	—	105,000	105,000	1.00	34,000	34,000	1.00
清瀬市	—	—	—	70,000	70,000	1.00	—	—	—
東久留米市	—	—	—	89,800	89,800	1.00	57,400	57,400	1.00
武蔵村山市	102,000	102,000	1.00	110,400	110,400	1.00	31,700	31,700	1.00
多摩市	94,900	94,900	1.00	63,000	63,000	1.00	—	—	—
稲城市	★143,400	143,400	1.00	111,000	111,000	1.00	28,900	28,900	1.00
羽村市	108,500	108,500	1.00	81,300	81,300	1.00	26,050	26,050	1.00
あきる野市	115,600	115,600	1.00	108,600	108,600	1.00	37,500	37,500	1.00
西東京市	—	—	—	140,680	140,680	1.00	—	—	—
瑞穂町	—	—	—	110,000	110,000	1.00	24,000	24,000	1.00
日の出町	29,200	29,200	1.00	98,870	98,870	1.00	38,450	38,450	1.00
檜原村	71,500	71,500	1.00	66,900	66,900	1.00	37,150	37,150	1.00
奥多摩町	121,400	121,400	1.00	82,006	82,006	1.00	46,800	46,800	1.00
大島町	—	—	—	38,640	38,640	1.00	7,190	7,190	1.00
利島村	—	—	—	5,410	5,410	1.00	2,760	2,760	1.00
新島村	—	—	—	27,615	27,615	1.00	2,710	2,710	1.00
神津島村	—	—	—	17,200	17,200	1.00	2,570	2,570	1.00
三宅村	—	—	—	14,449	14,449	1.00	3,973	3,973	1.00
御蔵島村	—	—	—	4,190	4,190	1.00	1,180	1,180	1.00
八丈町	★41,070	41,070	1.00	26,000	26,000	1.00	4,010	4,010	1.00
青ヶ島村	—	—	—	4,746	4,746	1.00	920	920	1.00
小笠原村	—	—	—	6,840	6,840	1.00	1,040	1,040	1.00
特別区	220,000	220,000	1.00	220,000	220,000	1.00	—	—	—
都平均	111,999	112,080	1.00	87,609	87,609	1.00	28,717	28,717	1.00

※ ★は基準地の変更を表す。

※ 変動割合は小数点第3位以下四捨五入

田、畑及び山林の指定市町村における基準地価格

都道府県	田			畑			山林		
	指定市町村名	基準地価格 (円/10a)	変動割合 令3/平30	指定市町村名	基準地価格 (円/10a)	変動割合 令3/平30	指定市町村名	基準地価格 (円/10a)	変動割合 令3/平30
北海道	美唄市	○ 77,000	1.000	音更町	28,100	1.000	北見市	6,512	1.000
青森県	つがる市	124,300	1.000	青森市	49,100	1.000	十和田市	25,300	1.000
岩手県	花巻市	134,700	1.000	北上市	55,000	1.000	花巻市	26,300	1.000
宮城県	美里町	148,500	1.000	大崎市	68,200	1.000	登米市	○ 33,800	0.923
秋田県	大仙市	153,900	1.000	横手市	71,300	1.000	由利本荘市	36,800	1.000
山形県	酒田市	134,500	1.000	米沢市	53,500	1.000	金山町	32,000	1.000
福島県	桑折町	162,000	1.000	矢吹町	65,000	1.000	棚倉町	34,300	1.000
茨城県	桜川市	140,000	1.000	桜川市	76,600	1.000	常陸大宮市	36,600	1.000
栃木県	芳賀町	173,900	1.000	下野市	82,200	1.000	鹿沼市	38,800	1.000
群馬県	高崎市	169,600	1.000	高崎市	109,200	1.000	下仁田町	36,000	1.000
埼玉県	熊谷市	134,100	1.000	深谷市	105,600	1.000	秩父市	45,700	1.000
千葉県	多古町	121,800	1.000	茂原市	83,400	1.000	大多喜町	42,700	1.000
東京都	八王子市	144,000	1.000	武蔵村山市	110,400	1.000	奥多摩町	46,800	1.000
神奈川県	平塚市	142,400	1.000	海老名市	96,100	1.000	南足柄市	46,700	1.000
新潟県	新潟市	145,000	1.000	新潟市	77,700	1.000	村上市	44,100	0.971
富山県	入善町	143,600	1.000	富山市	66,000	1.000	氷見市	35,600	1.000
石川県	能美市	152,000	1.000	加賀市	79,500	1.000	七尾市	39,500	1.000
福井県	南越前町	166,000	1.000	大野市	77,800	1.000	福井市	39,100	1.000
山梨県	南アルプス市	130,800	1.000	甲州市	101,800	1.000	南部町	36,400	1.000
長野県	松本市	168,900	1.000	塩尻市	61,800	1.000	佐久市	26,820	1.000
岐阜県	大垣市	155,700	1.000	垂井町	81,200	1.000	郡上市	25,350	1.000
静岡県	袋井市	114,100	1.000	掛川市	73,800	1.000	浜松市	26,600	0.978
愛知県	安城市	148,000	1.000	西尾市	122,000	1.000	豊田市	37,000	1.000
三重県	伊賀市	164,500	1.000	亀山市	87,400	1.000	松阪市	40,200	1.000
滋賀県	東近江市	153,300	1.000	野洲市	91,300	1.000	甲賀市	33,900	1.000
京都府	南丹市	175,400	1.000	木津川市	87,400	1.000	京丹波町	37,600	1.000
大阪府	貝塚市	181,500	1.000	岸和田市	95,000	1.000	河内長野市	38,500	1.000
兵庫県	小野市	184,600	1.000	豊岡市	84,600	1.000	新温泉町	35,300	1.000
奈良県	田原本町	183,000	1.000	宇陀市	93,000	1.000	川上村	37,900	0.950
和歌山県	橋本市	○ 150,370	1.000	かつらぎ町	95,900	1.000	有田川町	29,200	1.000
鳥取県	鳥取市	178,700	1.000	北栄町	75,490	1.000	八頭町	23,200	1.000
島根県	大田市	131,200	1.000	雲南市	79,830	1.000	安来市	17,400	1.000
岡山県	吉備中央町	180,200	1.000	吉備中央町	92,800	1.000	鏡野町	28,500	1.000
広島県	安芸高田市	171,000	1.000	尾道市	102,200	1.000	廿日市市	23,900	1.000
山口県	山口市	130,350	1.000	美祢市	66,000	1.000	山口市	25,100	1.000
徳島県	阿南市	189,400	1.000	吉野川市	101,900	1.000	那賀町	23,940	1.000
香川県	三豊市	148,400	1.000	三豊市	70,900	1.000	まんのう町	24,900	1.000
愛媛県	伊予市	146,300	1.000	西条市	90,200	1.000	西条市	21,000	0.955
高知県	四万十町	174,700	1.000	四万十町	81,600	1.000	仁淀川町	19,900	1.000
福岡県	朝倉市	174,400	1.000	朝倉市	82,800	1.000	八女市	31,000	1.000
佐賀県	小城市	148,000	1.000	伊万里市	75,000	1.000	嬉野市	45,400	1.000
長崎県	佐世保市	154,700	1.000	雲仙市	89,320	1.000	大村市	29,329	1.000
熊本県	益城町	171,100	1.000	菊陽町	60,000	1.000	菊池市	28,800	0.929
大分県	宇佐市	127,100	1.000	豊後大野市	48,000	1.000	日田市	○ 16,000	0.889
宮崎県	都城市	142,000	1.000	国富町	57,200	1.000	日南市	30,000	0.968
鹿児島県	湧水町	158,100	1.000	錦江町	70,400	1.000	曾於市	35,600	1.000
沖縄県	名護市	71,920	1.000	中城村	56,500	1.000	国頭村	15,200	1.000
単純平均		150,533	1.000		79,363	1.000		31,714	0.991

(注) ○は基準地の変更があったことを示す。なお、基準地の変更があった指定市町村の変動割合は、変更後の地点のものである。

< 参 考 >

- 1 令和2年東京都地価調査等の状況
- 2 地方税法（抜粋）・東京都固定資産評価審議会条例
- 3 東京都固定資産評価審議会委員名簿

1 令和2年東京都地価調査等の状況
(地価公示価格・基準地価)

令和 2年地価調査 基準地価格区市町村別用途別対前年変動率

区分 地区	住宅地	商業地	工業地	全用途	区分 地区	住宅地	宅地 見込地	商業地	工業地	全用途	区分 地区	住宅地	宅地 見込地	商業地	工業地	全用途
中央区	1.4	0.5		0.6	武蔵野市	0.9		1.8		1.3	福生市	1.8		1.8		1.8
港区	2.0	3.5	2.5	3.1	三鷹市	0.1		1.6		0.2	羽村市	2.6		1.9	0.4	2.2
新宿区	2.6	1.3		1.7	府中市	0.4		0.3		0.4	あきる野市	2.4		1.1		2.2
渋谷区	2.1	2.7		2.5	昭島市	1.7		1.3	0.7	1.6	瑞穂町	2.4		0.8	0.8	2.0
都心5区	2.1	1.7	2.5	1.8	調布市	0.4		0.1		0.3	日の出町	1.9				1.9
文京区	2.2	2.5		2.4	小金井市	0.4		2.4		0.7	檜原村	1.3				1.3
台東区	0.6	2.3		2.2	小平市	0.1		0.8		0.2	奥多摩町	2.5		2.3		2.4
墨田区	1.7	1.7		1.7	東村山市	0.6		0.9		0.6	西多摩	2.6		1.7	0.7	2.3
江東区	1.5	2.1	2.6	1.8	国分寺市	1.1		2.2		1.3						
品川区	1.1	0.9		1.0	国立市	0.8		0.3		0.7	多摩全域	0.8	2.2	0.4	0.7	0.7
目黒区	1.5	1.6		1.5	狛江市	0.3		0.2		0.2						
大田区	0.6	1.8	3.3	1.2	東大和市	1.1		0.8		1.1						
世田谷区	1.2	2.5		1.5	清瀬市	0.3		0.7		0.4						
中野区	1.8	2.4		2.1	東久留米市	0.5		0.6		0.5						
杉並区	1.2	2.3		1.6	武蔵村山市	2.5		1.5		2.3						
豊島区	2.0	2.5		2.3	西東京市	0.3		1.5		0.1	大島町	0.0		1.9		0.7
北区	2.2	2.8	1.2	2.4	北多摩	0.4		0.2	0.7	0.2	新島村	0.0		3.0		1.0
荒川区	2.6	2.2		2.4	八王子市	0.6	2.8	1.0		0.7	神津島村	0.0		0.0		0.0
板橋区	1.6	1.3		1.5	町田市	0.4	1.0	0.2		0.4	三宅村	1.4		0.8		1.2
練馬区	0.4	1.4		0.7	日野市	3.1		1.4		2.8	八丈町	1.8		1.5		1.6
足立区	1.5	1.7	1.2	1.6	多摩市	0.9		0.3		0.7	小笠原村	0.0	0.0	0.0		0.0
葛飾区	0.9	1.7	0.0	1.1	稲城市	0.9		0.3		0.8	島部	0.4	0.0	1.3		0.6
江戸川区	1.2	1.2		1.2	南多摩	0.7	2.2	0.6		0.7						
その他区	1.3	2.0	2.0	1.6												
区部全域	1.4	1.8	2.1	1.6							東京都全域	0.2	1.3	1.3	1.0	0.6

(注) ・単位%、印はマイナスを示す。
 ・林地は集計から除外した。

令和2年地価公示 区市町村別用途別対前年変動率

令和2年1月1日現在(単位:%)

区分 地区	住宅地	商業地	工業地	全用途	区分 地区	住宅地	商業地	工業地	全用途	区分 地区	住宅地	商業地	工業地	全用途
中央区	4.0	8.3		7.6	武蔵野市	2.7	7.3		4.4	福生市	0.7	0.7		0.7
港区	6.2	10.1		8.7	三鷹市	2.2	3.4		2.5	羽村市	▲ 0.1	1.1	6.9	0.6
新宿区	6.9	8.1		7.6	府中市	1.3	2.3	0.5	1.5	あきる野市	▲ 0.5	0.0	1.4	▲ 0.3
渋谷区	6.1	8.9		7.7	昭島市	0.5	1.9	1.3	0.7	瑞穂町	▲ 0.1	1.7	5.9	0.5
都心5区	6.0	8.6		7.8	調布市	1.9	3.8		2.2	日の出町	▲ 0.6	0.5	3.9	0.2
文京区	7.3	8.5		7.9	小金井市	2.7	5.7		3.3	檜原村				
台東区	6.8	14.9		14.0	小平市	1.0	1.1		1.0	奥多摩町				
墨田区	5.5	9.1		7.4	東村山市	0.6	1.0	0.7	0.7	西多摩	▲ 0.5	0.6	4.5	▲ 0.1
江東区	5.7	9.8	4.9	7.0	国分寺市	1.3	1.3		1.3					
品川区	5.9	7.2	5.0	6.5	国立市	1.3	2.1	1.6	1.5	多摩全域	0.8	2.5	2.2	1.1
目黒区	4.1	6.6		5.0	狛江市	2.0	2.7		2.1					
大田区	3.4	5.8	5.0	4.4	東大和市	0.3	0.2	0.7	0.3					
世田谷区	3.5	7.6		4.4	清瀬市	0.5	0.9	0.0	0.5					
中野区	4.3	8.5		6.2	東久留米市	0.8	0.9	0.5	0.8					
杉並区	3.8	8.6		4.9	武蔵村山市	0.1	0.3	3.8	0.3					
豊島区	7.5	9.9		8.9	西東京市	1.6	4.1		2.1	大島町	▲ 0.8	▲ 1.4		▲ 1.0
北区	7.1	10.4		8.5	北多摩	1.4	3.1	1.2	1.7	新島村	0.0	0.0		0.0
荒川区	8.8	10.1		9.3	八王子市	0.2	1.6	3.9	0.4	神津島村	0.0	0.0		0.0
板橋区	5.1	7.2	3.5	5.6	町田市	0.1	1.9		0.4	三宅村	0.0	0.0		0.0
練馬区	3.0	4.9		3.3	日野市	0.0	2.4	1.0	0.4	八丈町	0.0	0.0		0.0
足立区	5.1	6.5	3.7	5.5	多摩市	0.0	1.0		0.2	小笠原村	0.0	0.0		0.0
葛飾区	2.6	5.0		3.3	稲城市	2.9	4.4		3.1	島部	▲ 0.1	▲ 0.2		▲ 0.2
江戸川区	4.1	5.4	3.9	4.3	南多摩	0.3	1.9	2.1	0.6					
その他区	4.5	8.5	4.3	5.8										
区部全域	4.6	8.5	4.3	6.3						東京都全域	2.8	7.2	3.3	4.3

(注) ・▲印はマイナスを示す。
 ・林地は集計から除外した。

2 地方税法（抜粋）・東京都固定資産評価審議会条例

○ 地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）（抜粋）

（道府県固定資産評価審議会）

第四百一条の二 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。

3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。

一 道府県知事が定める第三百八十八条第一項の固定資産評価基準の細目に関すること。

二 第四百十九条第一項の勧告

4 委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。

5 前二項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

○ 東京都固定資産評価審議会条例（昭和37年10月16日条例第108号）

（目的）

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百一条の二第五項の規定に基づき、東京都固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（組織）

第二条 審議会は、次に掲げる者につき知事が任命する委員十二人以内をもつて組織する。

- 一 学識経験を有する者 六人以内
- 二 国の関係地方行政機関の職員 二人以内
- 三 市町村の職員 二人以内
- 四 東京都の職員 二人以内

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。

（会長）

第四条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第五条 審議会は、知事が招集する。

（定足数及び表決数）

第六条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（説明聴取）

第七条 会長は、必要があると認めるときは、審議会にはかつて関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明または意見をきくことができる。

（補則）

第八条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第二二号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第九号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都固定資産評価審議会条例第二条の委員である者の任期は、この条例による改正後の東京都固定資産評価審議会条例第三条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年五月三十一日までとする。

3 東京都固定資産評価審議会委員名簿

東京都固定資産評価審議会委員名簿

区分	氏名	職名
学識経験者	いで たかこ 井出 多加子	成蹊大学経済学部教授
	いなば まさみ 稲葉 勝巳	一般財団法人日本不動産研究所公共部長
	かしはら りな 柏原 理奈	柏原総合鑑定代表不動産鑑定士
	たらお なおこ 多羅尾 直子	有限会社タラオ・ヒイロ・アーキテクト取締役
	おおた もとのぶ 大田 基順	三井住友信託銀行株式会社不動産ソリューション部長
	しろた つねよし 城田 恆良	東京都農業協同組合中央会会長
国の関係地方 行政機関職員	いとう としはる 伊藤 敏治	東京法務局民事行政部長
	おおやなぎ ひさゆき 大柳 久幸	東京国税局課税第一部長
市町村職員	たかの のりお 高野 律雄	府中市長
	さかもと よしじ 坂本 義次	檜原村長
東京都職員	やまて ひとし 山手 斉	総務局長
	といで よしのり 砥出 欣典	主税局長